

1 議案第52号 文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例の概要

議案第53号 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 区長、副区長及び教育委員会教育長の給料月額の改定

	現行の給料月額	改定後の給料月額	施行期日	適用日
区長	1, 270, 200円	1, 318, 500円	公布の日	令和7年4月1日 に遡及して適用
副区長	1, 028, 000円	1, 067, 100円		
教育長	939, 400円	975, 100円		

(2) 区長、副区長及び教育委員会教育長の期末手当の改定

改定①は、令和7年度に支給する期末手当（12月支給）の支給月数の改定

改定②は、令和8年度以後に支給する期末手当（6月、12月支給）の支給月数の改定



	現行の支給月数	改定①	改定②
6月	1.80月	1.80月	1.825月
12月	1.80月	1.85月	1.825月
合計	3.60月	3.65月	3.65月

施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和8年4月1日

(3) 区長、副区長及び教育委員会教育長の旅費の種類の変更

現行の旅費の種類	改正後の旅費の種類	施行期日	適用日
鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <u>日当</u> 、 <u>旅行雑費</u> 、 <u>宿泊料</u> 、 <u>食卓料</u> 及び <u>渡航手数料</u> の <u>九種</u>	鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費</u> 、 <u>宿泊費</u> 、 <u>包括宿泊費</u> 、 <u>宿泊手当</u> 及び <u>渡航雑費</u> の <u>八種</u>	公布の日	令和7年4月1日 に遡及して適用

ア 車賃からその他の交通費への名称の改正

イ 宿泊料の見直し

(ア) 宿泊料から宿泊費への名称の改正

(イ) 定額支給から上限付き実費支給への変更

ウ 渡航手数料から渡航雑費への名称の改正

エ 日当、旅行雑費及び食卓料の廃止

オ 包括宿泊費及び宿泊手当の新設

カ その他規定の整備

2 議案第54号 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 区議会議員の議員報酬月額の改定

	現行の議員報酬月額	改定後の議員報酬月額	施行期日	適用日
議長	933, 400円	968, 900円	公布の日	令和7年4月1日 に遡及して適用
副議長	800, 000円	830, 400円		
委員長	656, 500円	681, 400円		
副委員長	629, 100円	653, 000円		
議員	606, 600円	629, 700円		

(2) 区議会議員の期末手当の改定

改定①は、令和7年度に支給する期末手当（12月支給）の支給月数の改定

改定②は、令和8年度以後に支給する期末手当（6月、12月支給）の支給月数の改定

	現行の支給月数	改定①	改定②
6月	1. 75月	1. 75月	1. 775月
12月	1. 75月	1. 80月	1. 775月
合 計	3. 50月	3. 55月	3. 55月

施行期日 改定①については公布の日、改定②については令和8年4月1日

(3) 区議会議員の費用弁償としての旅費の種類の変更

現行の旅費の種類	改正後の旅費の種類	施行期日	適用日
鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃</u> 、 <u>日当</u> 、 <u>旅行雑費</u> 、 <u>宿泊料</u> 、 <u>食卓料</u> 及び <u>渡航手数料</u>	鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費</u> 、 <u>宿泊費</u> 、 <u>包括宿泊費</u> 、 <u>宿泊手当</u> 及び <u>渡航雑費</u>	公布の日	令和7年4月1日 に遡及して適用

ア 車賃からその他の交通費への名称の改正

イ 宿泊料の見直し

(ア) 宿泊料から宿泊費への名称の改正

(イ) 定額支給から上限付き実費支給への変更

ウ 渡航手数料から渡航雑費への名称の改正

エ 日当、旅行雑費及び食卓料の廃止

オ 包括宿泊費及び宿泊手当の新設